

## 社会福祉法人春光学園後援会規約

### (名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人春光学園後援会」(以下、「後援会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 後援会の目的は、社会福祉法人春光学園(以下、「法人」という。)が行う児童養護施設春光学園と三和こども園が行う事業を後援し、児童福祉の発展に寄与する。

### (事業)

第3条 後援会は、次の事業を行う。

- 1 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保する。
- 2 後援会の活動と法人が行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年3回発行する。

### (会員)

第4条 後援会の会員は、次のとおりとする。

- 1 後援会の目的に賛同する個人会員及び法人会員をもって構成する。
- 2 後援会の目的に賛同し、年会費にかわり法人に対する寄付を行った者については、会員と認める。
- 3 会費を3年以上未納の会員は、退会したものとみなす。

### (会費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員の年会費は1口3千円(何口でも可)とする。
- 2 法人会員の年会費は1口1万円(何口でも可)とする。
- 3 会費の一部を社会福祉法人春光学園・春光基金(以下、「春光基金」という。)に寄付する。

### (相談役)

第6条 後援会は、会の円滑な運営に関して助言等を得るため、若干名の相談役をおくことができる。

### (役員)

第7条 後援会は、次の役員をおく。

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| 1 | 相談役  | 若干名 |
| 2 | 顧問   | 1名  |
| 3 | 会長   | 1名  |
| 4 | 副会長  | 若干名 |
| 5 | 会計   | 1名  |
| 6 | 幹事   | 若干名 |
| 7 | 会計監査 | 2名  |

(会長の委嘱)

第8条 会長は、社会福祉法人春光学園理事長が委嘱する。

(役員の選任)

第9条 役員は、会長が選任する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会等)

第11条 役員会は、第7条の役員をもって構成し、運営は次による。

- 1 会長は、必要に応じて、会長、副会長及び会計による三役会議を招集して、後援会が行う事業の推進及び春光基金の用途について協議する。
- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集して、後援会が行う事業の推進について協議する。
- 3 会長は、三役会議及び役員会の開催にあたり、必要に応じて、理事長等の法人役員の出席を求めることができる。

(会計)

第12条 後援会の会計は、次による。

- 1 後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかぬ。
- 2 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 事業及び会計報告については、会報により行う。

(事務局)

第13条 後援会の事務局は、児童養護施設春光学園にある法人本部に置く。

附 則

この規約は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月28日から施行する。

# 社会福祉法人春光学園・春光基金運用規程

## 1 目的

この規程は、社会福祉法人春光学園後援会（以下、「後援会」という。）からの寄付金を基金として設立した「春光基金」（以下、「基金」という。）の運用について必要な事項を定める。

## 2 基金の原資

基金の原資は、後援会の会費をもって充当する。

## 3 基金の用途

基金の用途は、次のとおりとする。

### （1）学習支援

法人が運営する児童養護施設春光学園（以下、「春光学園」という。）に在籍する児童に対する学習支援を行うための講師等の謝礼及び教材購入に要する費用として活用する。

### （2）キャリアカウンセリングプロジェクト

春光学園に在籍する児童の自立に向けたキャリアカウンセリングを行うための講師謝礼、教材購入及び施設見学に要する費用として活用する。

### （3）奨学金

春光学園を退園した児童が大学及び短期大学・専門学校等に進学した場合で、在学する履修期間内の各年次の授業料等の一部として奨学金を支給する。なお、奨学金の支給は次による。

ア 入学金として20万円を支給する。

イ 各年次に奨学金として12万円を支給する。ただし、給付は前期と後期に分けて6万円ずつを支給するものとする。

ウ 履修期間は、原則として、大学は4年間、短期大学及び専門学校は2年又は3年間とするが、病気療養等止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。ただし、怠学等素行が不良である時は奨学金を支給しない。

エ 奨学金は、返還義務はない。

オ 奨学金の支給を希望する者は、その年度の前期（4月）と後期（10月）に在学証明書を必ず提出するものとする。

### （4）就職支度金

春光学園を退園する児童が就職決定した場合は、自立を支援するために就職支度金を支給する。なお、就職支度金の支給は次による。

- ア 就職支度金として13万円を支給する。
- イ 就職支度金の支給は、スーツ、住宅の借り上げや家財等の購入に充てるため、3月期に支給するものとする。
- ウ 就職支度金は、返還義務はない。
- エ 就職支度金の支給を希望する者は、就労先の就職証明書又は就職予定証明書を必ず提出するものとする。

(5) 運転免許証等の資格取得費

春光学園に在籍する児童が、社会的自立に向けて普通自動車の運転免許証や介護職員等の資格を取得した時は、10万円を限度として支給する。

ア 資格取得費の支給を希望する者は、運転免許証の写しや資格取得証明書の写しを必ず提出するものとする。

(6) ランドセルの支給

春光学園に在籍する児童のランドセル購入に要する費用として活用する。

ア 小学校入学時に在籍予定の幼稚園年長児に支給する。

イ 購入限度額は、一人当たり6万円とする。

(7) 設備等の整備

法人が運営する春光学園の設備及び備品等の購入に充てる費用として活用する。

(8) 各用途の金額について

(9) その他

ア その他、後援会の三役会議で緊急に活用することが認められた用途。

イ 各用途の金額は、社会情勢の変化等により必要と認める場合は、理事長と後援会会长が協議の上、増額することができる。

#### 4 基金用途の決定

基金用途の決定は、理事長が行うものとする。ただし、法人が直接事業を行うことが出来ないため、基金の活用に当たってはその都度施設会計に繰り入れることとする。

#### 5 基金収支の報告

- (1) 法人は、毎年度基金の使途計画書と予算書を作成して、後援会の役員会に諮り、承認を得るものとする。
- (2) 法人は、年度終了後速やかに基金の使途報告書及び決算書を作成して、後援会の役員会に諮り、承認を得るものとする。

#### 6 監査

基金は、法人の監事による監査を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成25年5月14日より実施する。

附 則

この規程は、平成26年5月19日より実施する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日より実施する。

附 則

この規程は、令和3年5月25日より実施する。